

■「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」の概要 ■

【目的】（第1条）

- 地下水及び水源地域の保全に関して、基本理念、関係者の責務・役割を明確にし、**地下水の適正な採取**及び**水源地域の適正な土地利用の確保**について必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に資することを目的とします。

【基本理念】（第3条）

- 地下水の保全は、地下水が県民生活及び地域の産業の基盤であることに鑑み、**地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならない**という認識に立って、推進されなければならない。
- 地下水の保全は、地下水の涵養(かんよう)と適正な利用を図る**ことにより推進されなければならない。
- 水源地域の保全は、社会全体で森林を支えるという考え方の下に、森林の水源地涵養機能の維持及び増進が図られるよう推進されなければならない。

【関係者の責務・役割】（第4条～第7条）

- 県の責務、事業者の責務、土地所有者等の責務、県民の役割を定めます。

【地下水の適正な採取】（第8条～第20条）

○揚水設備の設置の届出（第8条）

- 吐出口断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする者は、設置の30日前までに知事に届け出なければなりません。**

○勧告等（第9条、第15条）

次のような場合、**知事は勧告し、これに従わないときは、公表できる**こととします。

- 届出に係る揚水設備を用いた地下水の採取により、周辺の地下水の利用に支障を及ぼすおそれがある**と認めるとき
- 地下水の保全のため、特に必要があると認めるとき
- 届出をしないで、揚水設備の設置又は変更**したとき
- 地下水の涵養に関する計画を提出しない**とき。

○命令（緊急時の措置）（第16条）

- 知事は、地下水の採取や異常な湧水等の事由による**地下水位の異常な低下などの障害の発生**により、地下水の保全を図る緊急の必要があると認めるときには、**地下水の採取の停止や採取量の制限等の措置を命ずることができる**こととします。

○地下水涵養の努力義務（第18条）

- 揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に努めなければなりません。**
- 吐出口断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に関する計画を知事に提出**しなければなりません。

○地下水採取量の定期報告等（第19条）

- 吐出口断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者は、**水量を測定するための機器を用いて、**定期的に採取量を知事に報告**しなければなりません。

○常時監視（第20条）

- 知事は、地下水位の状況を把握するため、常時監視を行います。

【水源地域における適正な土地利用の確保】（第21条～第26条）

○水源地域の指定（第21条）

- 知事は、森林の存する地域のうち水源地涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源地域に指定します。

○所有権等の移転等の事前届出（第22条）

- 土地所有者等は、水源地域内の土地について、所有権等の移転等を行おうとするときには、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届け出なければなりません。

○助言（第24条）

- 知事は、届出をした者に対して、当該土地及びその周辺の土地（水源地域内の土地に限る。）における水源地涵養機能の維持及び増進を図るために必要な助言を行うものとします。
- 届出をした者が助言を受けたときには、当該土地の所有権等の移転等を受けようとする者に助言内容を伝達するものとします。

○勧告等（第25条）

- 知事は、土地所有者等が届出をしないときや、立入調査を拒み、妨げ、忌避したときには、必要な措置について勧告し、これに従わないときは、公表できることとします。

【その他・罰則等】（第27条～第32条）

○市町村の条例との関係（第27条）

- 市町村条例により、本条例の目的を達成できる場合には、**その市町村の区域において本条例の全部又は一部の規定を適用しない**こととすることができます。

○罰則（第29条～第31条）

- 次のような場合について罰則を設けます。
- 緊急時の措置に関する命令に違反した場合**……1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - 揚水設備の設置又は変更について無届**又は虚偽の届出をして、設置又は変更した場合や、届出が受理された日から30日を経過する前に設置した場合……20万円以下の罰金
  - 揚水設備の設置に関して立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合……10万円以下の罰金
  - 地下水の採取量を報告せず**、又は虚偽の報告をした場合……10万円以下の罰金

【付則】

- 施行期日 公布の日から施行する。ただし、規制に関する部分については、平成25年4月1日から施行する。
- 経過措置 既存の揚水設備（吐出口断面積が6平方センチメートル超）を設置している者は、平成29年4月1日から1年以内に知事に届け出なければなりません。